

各国のトピックス

「国民保健サービス病院に おける私的診療」に関する白書

(イギリス)



4月3日に公表された白書（「国民保健サービス病院における私的診療」 *Private Practice in National Health Service Hospitals*）によれば、病院における私的診療は国民保健サービスにとってためになるものである、とする。政府は、おおむね、病院における私的診療の現状維持を支持する、としている。

この白書は、私費患者に対する国民保健サービスの施設提供に関する下院支出委員会 *Commons Expenditure Committee on NHS Facilities for Private Patients* が去る3月に公表した報告にもとづいて作成されたものである。政府は同委員会の勧告の四点すべてをうけいれている。

公私診療の完全分離は、国民保健サービスを傷つけるような方向において、別箇の医療サービスを出現させることになるろう、と白書はのべている。国民保健サービスの枠外での私的医療の需要は乏しい専門職の技術を国民保健サービスから流出させかねない。

同一の病院内で私費患者と国民保健サービスによる患者を診ることができ救急患者に容易に対処できるパート・タイム顧問医の通勤時間の節約ならびに私費患者による必要がないときの国民保健サービス患者による個室または小病棟の利用を含む、現行システムの利点が白書において列挙されている。

訪問時間の自由や献立の選択などの点にお

いて、「国民保健サービス全体が模倣すべきパターンとなり基準となる点は私的診療の利点の一つである」、と白書は示唆する。私的診療に提供される施設は、外国人の私費患者などに医療機会を与えるものであり、ひいては「わが国の医師の地位をすぐれた国際的メディカル・センターとして維持・高揚する」刺激を医師に与えるものとする。

政府は、権威のない私的診療のためにベッドを用いるなど、国民保健サービスにおける私的部門の濫用が存在するとする委員会の見解には同意している。政府は、そうした濫用がはびこり又は増大しているとは考えていないが、病院におけるコントロール手続きがもっと厳格に守られるべきであることは認めている。

若干の顧問医が国民保健サービス患者を軽視しているという主張はまことに重大な批判だ、と白書はのべているが、政府としては病院内部での職員処置手続きが診療行為を規定していると考えている。

国民保健サービス病院における有償ベッドの存在について最も論議のある論点は、医療

上緊急を要しない状態に対する私的診療が国民保健サービスによる診療よりも迅速に扱われているという事実である。しかし、白書では、有償ベッドの存在は「ウエィティング・リストに及ぼす影響は全くとるに足らぬものであった」とのべている。国民保健サービス病院にしめる有償ベッドの割合は1963年以後2パーセントを少し上回るにとどまっていることを指摘する。

だが、政府は、一部の国民保健サービス患者の体験してきた診療待ちについて早急に検討を進めている。近い将来には、とるべき行動が公表されることとなろう。

イギリス医師会では、昨日つぎのようにのべている。「イギリス医師会は、つねに、医療の国家独占に対する結構な代替策として私的診療を支持してきた。医師の大多数は政府の結論を歓迎するであろう」と。

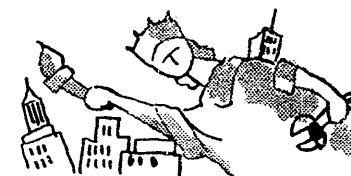
労働党の保健に関するスポークスマンであるシャーリィ・サマースキル博士 Shirley Summerskill は、「労働党は、現在審議されているヘルス・サービス再組織法案の委員会段階でこの私的診療には反対するつもりである。」

とのべている。

H M O 関 係 立 法 の 審 議 始 ま る

The Times, Apr. 4, 1973.

(田中寿 国立国会図書館)



(アメリカ)

について紹介しよう。

法案提出の背景

最近の目ざましい医療費の上昇は、単一分野の専門医による出来高払いの医療という従来の型の医療と違う HMO の利点をクローズ・アップした。HMO は医療費の前払いを前提とする集団診療組織であり、多様な保健サービスを提供している制度である。HMO の原型はすでに1900年代から存在し、最近では約700万人のアメリカ国民と契約を結んでいる。そして HMO の前払いの原則は、結果的に安価な医療費を患者にもたらしており効果的に運用されている。

さる4月27日、上院の労働および公的福祉委員会は、第93回連邦議会における新しい大規模な保健関係の立法活動のための第一歩を踏み出した。しかしながら、同委員会は保健維持機構(HMO)の完全な設立と拡張のための連邦補助を規定した法案(S14)について思い切った経費削減を行なったのである。同法案(S14)の主要内容は、HMO、郡部向け保健サービス機構(HSO)、新しい保健教育センターおよびその他の保健医療給付制度における多様性と水準を向上させるためのメカニズム等に対する補助金と貸付の提供を規定するというものである。

以下、同法案提出の背景および審議内容等